

第6回（仮称）日野市障害者差別解消推進条例策定検討委員会 会議録（要約）

日時：平成30年6月29日（金）午後3～5時

会場：日野市役所5階 505会議室

出席者：妹尾委員 村木委員 佐藤委員 藤田委員 有山委員 浅野委員
一ノ瀬委員 奥田委員（代理 山本氏） 石川委員 高橋委員 谷委員
岡田委員 根津委員

欠席者：高島委員 津島委員 堀田委員 山本委員 重山委員

●報告事項

○コンサルティング業者の紹介

○スケジュールの確認

○前回の確認

（事務局）

・配布した第5回委員会の会議録（要約）案について、修正がある場合は7月6日までに事務局に連絡してほしい。

●議題

○条例（素案）の検討

事務局から「資料2（仮称）日野市障害者差別解消推進条例素案 検討案」の「1（目的）」から「5（市民及び事業者の責務）」について説明。

（関係団体委員）

・前文について、誰にでもわかりやすい文章にする必要性を感じている。それだけではなく、国連の権利条約、日野市の指針等の基本理念にのっとり、それを載せていただきたいと思う。

・「1（目的）」は、市民の中の差別は何であるのかということを知る必要があると思う。また差別について、どのように理解を広めていくかが必要だと思う。

・「1（目的）」最後のほうの文章に「共生社会」という言葉があるが、専門家の方はわかると思うが、一般市民の方はわかりづらいのではないか。例えば「ともに生きる地域社会を」とか、もっとわかりやすい言葉を使用していただければと思う。

・7ページの「3（基本理念）」のウについて、「言語」「その他」の間に、「手話や点字などを含む」という括弧書きを加えていただければ、さらにわかりやすくなると思う。

ア～オの5種類でよいのかどうか、例えば全国的な様子を見ると、最近、使っている言葉で「重複障害者」という言葉が広まっているが、新たに「重複障害者」という言葉をつ

け加えたらいいのではないか。

・今、ニュースでも報道されていると思うが、旧優生保護法の強制不妊手術の問題に関して、過去、問題になっているが、再びこういうことが行われないように、「3（基本理念）」の中に「家族」を含めた文章を加えていただきたいと思う。

・もう一つ、9ページの「4（市の責務）」に関して「日野市障害者計画に位置付け」という言葉は、わざわざそこに加える必要があるのか。省いてもよいのではないかと思う。
（市民委員）

・先ほど事務局からの説明で、検討案の文言については細かい言葉ではなくて理念の部分で検討してほしいとお言葉があったが、ということは、今、出ている検討案の文章は、全く違うものになる可能性もあるということなのか。

（事務局）

・条例になるので、法的な用語とか、文言など、案に出ている文章はそのまま条例にはならないという意味であって、全く変わってしまうという意味ではない。文章の内容とか、考え方というのは、このまま反映されて、細かい文言が少し変わってくると考えてほしい。

（市職員委員）

・条例になると、法的なところがあって、細かい部分の法律の言い回しが変わってくる。それも含めて、できるだけやわらかい言い回しと、わかりやすい文言で形にしていきたいと思う。事務局が話したように、趣旨が大幅に変わることはないと考えていただいてよい。

（市民委員）

・「1（目的）」の文章だが、同じことを何回も言っているような感じで、よくわからない印象を受けて、最初の「障害のある人が、障害のない人と等しく個性と人格が尊重される」と、最後「一人ひとりがかけがいのない存在として認め合える」というのは、意味としてやや重複していると思う。

・立川市の条例などでは「市、市民及び事業者の責務及び役割を明らかにする」という、この案にはないような要素が含まれているが、同じぐらいの文章量のわりに、そういう規定を決めるという文言もないし、精神的なものだけになっていないかという気がした。共生社会を実現するために必要な責務や役割があるので、それを決めるということが入っていたほうがよいのではないかと感じた。

（産業経済団体委員）

・後で出てくる合理的配慮をきちんと列挙するためには、この「1（目的）」の中に役割を明示していくところが大切なのではないか。

・「7（合理的配慮の提供）」のところでは、私ども事業者が関わる部分については、具体的に明示、列挙したほうがいいのではないかという考え方もあるため「1（目的）」の中に、同じような表現にするかどうかは、別としてあってもいいのではないかと考える。

（関係団体委員）

・「4（市の責務）」の中で、東京都の条例の中に入っているが、啓発活動を行うという

ことをぜひ入れていただければと思う。私は、この委員会に臨むに当たって、つくって終わりではなくて、その後、障害者差別に対する理解とか、差別がなくなるようなことが広まっていけばいい、つくって終わりだと、実際に読まない方も多いただろうし、具体的な活動が必要ではないかと思っているので、そういった文言が入るといいと思っている。

(委員長)

・これまで出た意見としては、前文においては、誰もがわかる書き方で書いたらどうかといったこと、それから、障害者権利条約の中で使われているような文言も使いながら、かつ日野市が定めているような、例えば日野市民憲章とか、そういったものも含めて、参考にしてはどうかといった意見が出ている。

・「1（目的）」については、今、事務局から障害の理解、差別の解消、これが共生社会につながるものだと提示をさせていただいているが、市民の中にある差別とは何かを明らかにする必要があるのではないか。今の提案していただいている検討案は、重複する部分もあるので、調整をしたほうがいだろう。なおかつ共生社会という言葉を、もう少しわかりやすくできないか。市民や事業者等の役割を明らかにする。これが大事ではないか。

・関係団体委員から、強制不妊手術の問題もあるといった意見をいただいている。この部分に関しては、障害者の権利という部分なのかと理解をしているが、その権利が無視されてきた歴史がある。

・しかし本来は、その権利というのは、障害があっても、なくても、皆さん、同じように持っているもの、それを条例の中で、今まで我慢してきた障害者には、みんなと同じ権利がある。そういったことが、障害者の人たちにもわかってもらえるような文章のつくりにしていけたらどうかと、個人的には思っている。

・「3（基本理念）」については、事務局からア～オ、5つの項目で提示をいただいたが、重複障害について、どういうふうに取り込んでいくかといったことも、意見をいただいた。言語、その他、手話、点字を含むなどの表記の仕方について、もう少し工夫されたらどうかということだった。

・前回、家族に対する差別も、実際にはあるのだといったご意見が出た中で、今回は、まだ「2（定義）」に入れないという判断を事務局ではしているが、「2（定義）」に入らないにせよ「3（基本理念）」で、障害者の家族を含めた文章が入ってくるといいのではないかといった意見もあった。

・「4（市の責務）」については、障害者計画への位置づけと出ているのだが、障害者計画に位置づける必要があるのかどうかというご意見をいただいた。

・関係団体委員から、差別をなくすための啓発を「4（市の責務）」の中に入れていっていただきたい。この条例をつくって終わりというわけではなくて、その後が続いていくような施策を、その中に書いてほしいといった意見があった。

そのほか、皆さんからご意見はあるか。

・この部分に関して、もう少し時間がとれそうなので、こういう言葉を入れたいといった

ご意見もいただきたい。もちろん法制化するときには、少し言葉が変わるかもしれないといったお話を事務局からいただいたが、わかりやすい言葉で表現できるもの、そういったフレーズなどもいただいて、皆さんの思いが反映できるような書きぶりをしていただけたらいいと思う。

(関係団体委員)

・「1 (目的)」の「基本理念にのっとり」という文章の「のっとり」という言葉だが、条例でよく使う言葉だと思うが、実際、皆さんが読んだときに、ぴんとこないので、「基づき」という言葉を使ったほうがわかりやすい表現だと思う。

(市民委員)

・「4 (市の責務)」について、語尾は「取り組むものとする」と記載されている。他市の表現では、努めるものとする、取り組むものとするという言い方と、努めなければならない、取り組まなければならないという表現で、2種類に分かれていると思うのだが、文言の違いによって、ニュアンスが若干違ってくると思う。実質的な違いが出る可能性はあるのか。

・あるとしたら、文章ごとにどちらのほうがいいのかと、検討したほうがいいのか。それとも、一通り、どちらかに統一したほうがよろしいのだろうか。文言的なことかもしれないが、影響があるのかどうかも含めて伺いたい。

(委員長)

・立川市、名張市などは、努めなければならない、実施しなければならない、こういった表現の仕方をしている。日野市は、取り組むものとするとか、行うものとするのような表現が使われているがどうかという意見だが、専門的なところからいかがか。

(コンサル学識者)

・まず大きな違いとしましては、努めなければならないというのは努力義務規定で、努めればいいのであって、必ずしも達成する必要はないという意味になるので若干弱くなる。

・それに対して、ものとする規定であるとか、なければならない規定は、法的な義務がかかってくるので、やらなければならないということになってくる。その大きな違いが2つある。

・ものとする規定としなければならない規定は、私も法的拘束力に違いがあるのかどうか、不明確だが、特にないと思うので、努力義務規定にするのか、法的義務規定にするのかの違いが一番大きいと思う。

(市民委員)

・ありがとうございます。とてもわかりやすく、納得した。

・そういうことであれば「4 (市の責務)」の文言に関しては、取り組まなければならないと規定したほうがいいと思う。いろんな事業者に対しても、市民に対しても、市が頑張ればいいではなくて、最後まで責任を持って取り組むという意味を示していただくことが、とても大事ではないかと感じた。

(委員長)

・先ほど関係団体委員から「3（基本理念）」は、本当に5つでいいのか、そんな意見を出されたかと思うが皆さんいかがか。

(副委員長)

・先ほどの関係団体委員のご意見を反映した場合に、新しく項目を起こして強調していくという考え方が一つある。もう一つ、お話しの経緯をあわせて考えると、オのところいろんな事情が重複している、または年齢や性別によって、複合的な原因により困難な状況に置かれている場合ということで、ここに包括的な状況の文言が示されている。

・別の項目に落とすのか、ここに合わせた形で、複合的なものにしていくのかという考え方があると思う。あわせて、そこに家族も含めるのかというところだと思うが、それについては、皆さんがどのようにお考えを整理されたいか、ご希望によるのではないかと思うが、いかがか。

(関係団体委員)

・「3（基本理念）」のところだが、ア～オまでであるが、今、副委員長がおっしゃったとおりに、その内容をわかりやすいように加えていけば、ア～オまででも十分だと思う。

・「4（市の責務）」のところだが、先ほど市民委員がおっしゃったとおりに、しなければならないとする場合、市の職員の皆さんがやれるのかどうかというのは、ちょっと気になる。よいということであれば、しなければならないという文言にすればよいと思う。

(産業経済団体委員)

・今、この場で話題になっている、しなければならない、努めるものとする、あるいは取り組むものとするという形の表現がある。先ほど先生から、努力義務か、あるいは法的義務を考慮した表現であるとのことだった。

・例えば合理的配慮という側面から見ると、障害者差別解消法上の我々事業主は努力義務になっている。ただ、雇用契約関係の障害者雇用促進法上では、合理的配慮の提供の義務については、過度な負担がない限りという文言はあるが、基本的には、法的義務として進めている。

・私がここで申しあげたいのは、そういう法的な側面から、法的義務になっているもの、あるいは努力義務になっているものに即して、この条例を表現していくのか。それとも、法令以上に、それを一歩進めて、例えば法令上では、努力義務にはなっているけれども、条例ではいわゆる法的義務に即したような、しなければならないという形で条例を策定していくことが可能なかどうか、それを確認した上で、先ほどの表現についての問題と絡めて、確認をしなければいけないと思うが、いかがか。

(委員長)

・法律では努力義務の範囲でも、それをいわゆる上乘せ、横出し、その対象の範囲を広げるなり、その拘束力を強くするなりということをするのもできるのではないかと、一歩進めた条例にすることもできるのではないかとといったご意見だと思う。

・皆さんに考えていただきたいのは、今、国には、障害者差別解消法があつて、先ほど事務局から説明があつたように、先日、東京都の条例も可決されて、そういう状況の中で、日野市がこの条例をつくる意味である。それを下回っていくような条例をつくったときに、本当に意味があるのかどうかといったことを、皆さんによくお考えいただいて、その上で、この条例の対象範囲、義務の拘束力、そのあたりをしっかりと考えていただきたいと思う。

(市民委員)

・努力義務か、法的義務かということに関して言えば、私たち障害当事者としては、意味合いの高い文言をなるべく採用していただくほうがありがたいと感じる。「4(市の責務)」とか、この後の「5(市民及び事業者の責務)」も出てくると思うが、なるべく我々障害者は、その場面で差別を受けないように、できるだけ法的拘束力が強そうな表現を使っていたらと思う。

・あと、先ほどの「3(基本理念)」の中に、家族への差別の文言をここに入れたらというお話があつたが、とてもよいと思う。賛成する。

・個別のもので申しわけないが、私は、息子を保育園に入れる際に、親の私が障害者なので、断られるという差別の事案が発生した。それはよく考えると、私が差別をされたのではなくて、私の息子が差別をされたということになる。よくよく考えてみると、家族への差別は存在していると、身を持って思うので、それは「3(基本理念)」の中のオの項目に含めるという形でもいいと思うので、一言、入れていただけたらと思う。

(委員長)

・義務が目立つと、どうしても障害者に変な特権をつけようとしているみたいに見られてしまうが、そうではなくて、本来、障害があつても、なくても、それぞれが持っている権利は、我々障害者が今まで奪われてきた歴史があつて、それに対して、私たちも余り気づかないまま過ごしてしまう、我慢することが当たり前で、人に何も言わないことが当たり前みたいなところがあるのかもしれないが、そのあたりも、皆さんと協力し、理解していただくことで、本来、持っているものは、みんな同じだという認識であれば、義務ということも可能になっていくのではないかと思う。

・家族に対する差別に関しても、障害があるから、ないからとか、そういうことは全く関係がなく、どんな方にも、そういった差別を受ける可能性があるといったことだと思う。

・ただ、今回は、障害という部分をピックアップして、まずは障害の中で、受ける差別を具体化していくことが、この条例の目的だと思うので、そういった部分を盛り込んでいけたらと思う。

(関係団体委員)

・関係団体委員がおっしゃったご意見だが「4(市の責務)」の中で、東京都の条例のように、啓発活動を含めるということをぜひ加えていただきたいと思う。

(委員長)

・私からも気になったところだけ、ご意見をさせていただければと思う。

・「1（目的）」だが、関係団体委員からの、市の中にある差別を具体化して、理解していくことが必要だというご意見の中で、この条例の目的として、差別を具体化していかなければいけないだろうと思う。というのは、皆さんに差別をしますかと聞いたときに、差別をしませんというのは、多分当たり前の答えだと思うが、何が差別かと聞かれたときに、果たしてそれで皆さんはわかるだろうか。

・これまで障害や障害者の理解をして、差別をなくしましょうと進めてきたわけだが、その差別自体はなくなってこなかった。というのは、皆さんが知らずに差別をしてしまったり、もしくは差別されている我々も、それに気づかなかつたりといったことがあると思う。

・この条例の中で、まずは差別を具体化していくこと、今はわからないかもしれないが、今後の施策として、アンケートをとるなりしながら、差別を具体化していく必要があると思っている。

・その上で、差別をなくす。そして、市民や皆さんに障害とは何か、障害者とはどんなものか、そういったことをお互いに理解していくことで、共生社会がつくられるのではないかと思っている。

・「3（基本理念）」の部分について、ア～オの5つでいいかといった意見が出ていた。副委員長からも、複合的な要因の配慮、このあたりを分けたらどうかという話もあった。

・今、女性障害者、児童等と検討案に出してもらっているが、高齢者の障害者はいいのかなどと考えると、各世代、さまざまな障害者がいるだろうと思う。

・障害当事者がどこの場所で暮らすかということ、自由を選べるといったことが、検討案には入っていない。というのは、特別支援学校を出ると、そのまま次は作業所、知的障害者はグループホームに入って、というのが一般的な流れかと思っている方もいらっしゃると思うが、本来であれば、本人がどこで暮らすかということを選べる必要があるだろうと考えている。今の検討案に、自分が望む地域で暮らす、自由に選択できるといったことが入ってもいいのではないかと思う。

・「4（市の責務）」において、現状は、日野市は、障害者計画をつくって進めているわけだが、これに位置づけてしまうということに限定すると、この条例を進めていく上で、動かしくくなるのではないかという懸念はある。

（交通関係事業者委員）

・ずっと皆さんの意見を聞いていたところ、関係団体委員がおっしゃっていた重複障害は、全般的に結構いろんな意味でひっかかると思って聞いていた。重複障害もはっきり文字にして表すことも必要ではないかと思う。

・法律というのは罰則がついてきますが、事業者の立場からすると、きついものを持ってこられると、事業者が逆に身構えてしまって、啓発的なことができなくなるということもあると思う。

・当社の旅客タクシーが、10月からJAPAN TAXIを発車させたところ、車椅子の方が流しの車を拾おうとしたところ、なかなか拾えなかった、止まった車に乗ろうとしても、乗れな

かったということで、我々事業者の本部で問題になる事案があった。そういったことが、こういった条例ができると、条例の対象になるかということも、考えてしまっている状態だ。条例というのは、あくまで法律の下というイメージがあるので、きつくしなければならぬところ、啓発を進めなければいけないことは、文面は変えていけると思った。

(委員長)

・そのあたりも、この委員会の中で、事業者の皆さんが不安にならないような仕組みをつくりながら、お互いに生活しやすい日野市をつくっていきたいと思うので、皆さんからたくさんご意見をいただければと思う。

(関係団体委員)

・先ほどの委員長の言われた居住地という問題もそうなのだが、私は「4（市の責務）」のところでの啓発活動と申し上げたのだが、啓発活動を行ったとしても、その活動に参加してくれなければ、参加してくれた人だけにしか伝わらなくて、そのほかの多くの方には伝わっていかないと思う。

・インクルージョンとか、インクルーシブなどがあるが、包括というか、普段の住んでいるところだったり、あるいは教育の場だったり、仕事の場だったりというところから、既に、誰でも、どんな人でも、ごちゃまぜに存在していることが当たり前になっていかないと、差別的な扱いはなくなっていくと思っている。

・そういったところも、市の責務としては、そこまでは難しいのかもしれないが、理念的なところで、誰でも、いろんな人がごちゃまぜに住んでいて、学校の現場でもそうだし、我々の仕事の場でも、それが当たり前ようになっていくこと、そこを目指していけるような内容が入っているといいと思っている。

(委員長)

・啓発は1回やったから、効果が出るということはないと思う。啓発については、システムのなものだが、続けていかないと意味がないと思う、なおかつこういったことを続けていくことで、少し見なれてくる部分もあると思うし、それによって、人の感じ方は変わると思う。

・それでは、次に進めていきたいと思う。

(事務局)

事務局から「資料2（仮称）日野市障害者差別解消推進条例素案 検討案」の「6（差別の禁止）」と「7（合理的配慮の提供）」について説明。

(市民委員)

・例えば車椅子の方や、白杖を持った目の見えない方がいれば、誰でも手を差し伸べると思う。ところが、精神障害というのは違う。

・学校での例で言えば、ある子供が毎日のように遅刻してくる。それから、教室の引き出しを見ればごみだらけ、給食のパンなどが中に入っていて、腐ってカビが生えている。靴ははかずに、授業中に大騒ぎをする。思いどおりにいかないと、友達とけんかする。ノー

トを見ればぼろぼろで、1冊のノートに漫画を書くだの、漢字を書くだの、計算を書くだの、めっちゃめっちゃに書く。こういうことがなぜ起こるのかというのは、ずっとわからなかったが、どうも障害が陰に隠れているのだということが、最近になって言われてきた。

・そういう子は、大体友達に嫌がられる、先生からも嫌われる、面倒くさがられる。精神障害者の家族会をやっていると、ほとんどのお子さんがいじめに遭っている。先生でも、宿題を毎日やってこなければ、廊下に出ているなどと言うのだらうと思う。そういうものが差別というのかどうか。

・人格的な差別をされると、怒り狂ってしまって、何をするかわからないみたいになってしまうのだが、そうではなくて、例えば遅刻する理由を丁寧に聞いてあげるとか、なぜ一日中裸足でいるのかということなどを丁寧に聞くと、割とわかってくる場合もあるらしい。

・差別ということが、ここにも出ているように、個性とか、人格を尊重されるという、対等、平等に扱われるということ、簡単に言えば、人間的な扱いを受けるかどうかなのではないかと、素人なりに考えている。

・実際問題は、友達に嫌がられ、先生に嫌がられという状況の中で、それが大人になっていって、就職するとなると、これが難しい。とにかく何でもできるみたいなことを言っているのだが、3日もすれば会社をやめてしまうということがあって、会社の人も雇うのは難しいと言われたこともあった。何も差別していて難しいと言っているのではなくて、雇う側は本当に難しいのだらうと思う。

・身体の人とか、知的な人は、割と安定してやれるのだが、精神の人は、どうやっていいかわからないという話を、あちこちで聞く。差別を解消すると言っても、どういうふうにしたらいいのかわかりませんというのが結論だ。

(委員長)

・障害者のラインを引くのは難しい。関係団体委員がおっしゃってくれた、その中で、いろんな人たちがいていいのではないかということが、当たり前になることを目指す。これまで本人の思いとか、そんなものを聞いてもらえなかったのだけれども、本人の思いを聞いてもらえるような場所があったり、本人を認めてくれるようなところがあったり、そんな条例があってもいいのではと思う。その上で、さまざまな問題が徐々に解決していくのかと感ずる。

(交通関係事業者委員)

・「6 (差別の禁止)」のところ、条例策定検討委員会の中で、今まで障害もしくは障害者という書き方で、障害者という言葉が一発目で来ない。この条文は、障害者という形で、限定していると言えらうと思う。私が受けた印象で、これも差別なのかと思ってしまった。

・参考の立川市と名張市を見ると、障害を持った方のような形で書いてあるので、そういった文面に直せるのであればと思った。

(関係団体委員)

・11ページだが「何人も、障害者に対し差別をしてはならないことを規定する」とあるが、わざわざ規定するとしなくても「何人も、障害者に対し差別をしてはならない」でよいのではないか。

(市民委員)

・私も「規定する」ではなくて「してはならない」で終わりにしたほうが、すっきりしていて、いいのではないかと思った。

・あと、交通関係事業者委員から、障害者という言葉は、差別的な響きがあるのではないかというご指摘があった。個人的な考えとしては、障害者という言葉には、差別的な響きはないと考えられる世の中になってほしいと思う。障害者という言葉は、障害を持っている人で、障害を持っているということは、別に卑下することではないので、障害者という言葉はわかりやすく、問題はないのではないか。逆に障害を持っている人に過剰な配慮をしているように思ってしまう。障害者という表現で文言上は問題ないと思った。これはほかの皆さんのご意見も、ぜひ伺いたい。

・「6（差別の禁止）」と「7（合理的配慮の提供）」で、場面を細かく列挙すべきかどうかを検討してほしいという記載があったが、私は「6（差別の禁止）」に関しては、一文で差別をしてはならないと決めて、「7（合理的配慮の提供）」の部分で、細かく一つ一つ検討していくほうがいいと思う。理由は、差別を禁止するとき、個別に表記をすると、そうではない場合はどうなのかということで、イメージを上回る気がする。ただ、合理的配慮は、障害者本人、または世の中の的にも、そんなに浸透していく言葉ではないと思うし、それぞれの場面で合理的配慮は一体どうしたらいいのだというのは、すごくネックになる部分だと思うので、ここは細かく規定を決めるべきではないかと思った。

(関係団体委員)

・「6（差別の禁止）」に関して、実際に、障害者として見ると、一番困るのは不動産の問題で、差別を受けることが結構多い。それを加えてほしい。

・また、迷っていることが2つある。一つ目は、交通の問題だ。先ほど交通関係者の方の発言があったが、日野市内には日野市ユニバーサルデザイン推進条例があるが、それにつながるかどうか、迷っている。

・二つ目は、司法の関係で、前回皆さんにお配りした「障害者差別をなくす日野市条例づくりの会」資料の32ページだが、司法手続における差別の解消で、精神障害者の問題で、その対策に関しても加える必要があると思っている。障害者権利条約に載っているとおり、その文言にのっとなって、載せたほうがよいのではないかと思っている。

(委員長)

・皆さんのほうで、資料を確認いただければと思う。

(産業経済団体委員)

・先ほど市民委員のご意見と関連するのだが、今、差別禁止と合理的配慮という2つの側面があって、差別禁止の部分も、具体的に列挙した形での条例を制定することがいいのか、

合理的配慮についてもどうかということだと思ふ。

・「6（差別の禁止）」については、禁止事項というのは、それぞれの法令でかなり規定されているし、事業主にとっては、既に法令上、明らかに差別禁止に当たる問題だということ、理解できる。ですから、それをあえて条例に制定する必要はないのではないかと、立川市の条例の制定委員会では、そういう考え方で建てつけをした。

・ただし、私の意見になるが、今回の本条例は差別解消推進条例ということでもあるので、日野市においては、差別禁止に当たるのではないかと、いったことを具体的に列挙することを、この場で検討して見る必要はあるのかもしれないと思ふ。

・少なくとも「7（合理的配慮の提供）」に関しては、例えば私どもで、事業主に係る部分については「（4）雇用するとき」ということになっているが「雇用するとき」という表現だと、採用する場面においてというイメージになってしまうので、「雇用、就労の場合」とか「雇用、就労に関する合理的配慮」という形の表現に変えた上で、特に事業主の皆さんと一緒に、コンセンサスをとって、あるべき役割、我々事業主が合理的配慮として、日野市の中で取り上げなければいけないものを、具体的に列挙すべきではないかと思ふ。

（副委員長）

・今、一番重要な論点を議論しているところだと思ふ。皆様の議論を聞いていて、私がつ思ったのは、事業者の方は、いろんな法律を遵守しなくてはいけないということは、各機関で、コンプライアンス順守ということで、やられていると思うが、まだ差別がどうということなのかを知らない市民の方も大勢いるのではないか。

・市民の人に何が差別なのかということ、どういう手段や方法で理解をしていただくかといったときに、条例に明確に書いて、お知らせをする方法が一つある。ただ、そうすると、市民委員がおっしゃったように、そこに書かれたことだけが差別で、また、これから社会がどんどん変わっていくと、新たな差別が生まれる場合も考えられ、社会の仕組みがいろいろ変わっていくと、10年前、私たちが差別ではなかったと思ふことが、今は差別ですと言われることもあるわけで、時間の経過でどんどん変わってくるということもあると思ふ。なので、規定をするか、しないかという論議が一つだ。

・規定をしないのであれば、市民の人に差別をどのように理解をしてもらうかということ、啓発でかなり頑張らなくてはならないということになるので、条例という枠組みの中では、何をどこまで取り組んで、市民に理解をってもらうという手法の部分とを分けて考える必要がある。

・規定するのであれば、条例に全てを入れるのか。市民委員が心配されている書かれていないことが生じた場合に、差別ではないと言われてしまうと、検討してもらえなくなってしまう。または合理的配慮につながるようなリスクが減るような文言を新たに考えるか。どれをとっても、残念ながら、全てが解決するような手法には、なりにくいのかもしれないが、例えば列挙をするという場合だったとすると、（10）のように、「その他、障害者の日常生活および社会生活全般に関わるとき」と、全てを包括するような文言を入れ

て、あえて具体的に示すというやり方だ。立川市のように、示さないというやり方もあると思う。

・市民の人に、差別というのは一体何かということを条例で理解してもらうようにするか、もっと啓発やパンフレットなど、別途、浸透させる手段を考えるかということも、皆さんはどのようにされたいだろうかと思った。

(市民委員)

・差別かどうかというのは受けとめ方で、例えばバスに乗るときに、運転手さんに手帳を見せた途端に、幼児のような扱いをするという。それは差別なのか人間関係なのか。

・もう一つの例で言うと、声が気になってしょうがないという人がいて、小学生が下校途中で、騒ぎながら歩いてきた。それが気になってうるさいとどなった。そうすると、小学生だからびっくりして、うちへ帰って家族に言う。警察に通報されたら治安の問題になってしまうのではないか。だから、一番怖いのは世間の目だから、隠さなければいけないという話になってしまう。家の中に檻みたいなのをつくって、閉じ込めてしまうみたいな事件があったが、あんなふうになってしまうのではないか。

・発達障害や精神障害の場合は、世間との人間関係が問題なのだとということをつくづく感じて、こういう条例の文言を見ても、全く当てはまらない感覚で、正直言って、私は、何を言ったらいいかわからない。

(委員長)

・率直にどんなものが差別なのだろうといったところだと思う。

・具体的に列挙をして、条例をつくっている自治体があるが、例えば福祉サービスを一番最初に持ってきてしまうと、福祉関係者しか見ないから、順番を変えようか、教育は皆さんが受けるものだから、教育を一番最初に書こうか、そんなふうを考えていらっしゃるころもある。

・皆さんのご意見を聞いていると、そもそも差別とは何だろうというところが、まだまだ明確ではない、具体的ではない、なおかつこの条例は、いろんな方に読んでいただいたと思ったときに、なるべくわかりやすいものでなければならぬと思う。

・そういう意味では、「何人も、障害者に対して差別をしてはならない」ということは、明確に決まっていることなので、この文章は入れるべきだと思うが、その上で列挙して、イメージしやすくするか、皆さんからご意見をいただければと思う。

・先ほどの雇用をするときだけではなくて、就労とか、労働とか、そういったことにも使えると思うし、不動産取引における差別も、我々障害者には、非常に悩ましい問題だと、日々感じているところだ。検討案には出ていない、例えば教育でも、療育がある。病気がある方が病院で教育を受ける場面とかもあると思うし、公共交通についても、入っていないと思う。例えばそういったところが列挙されることで、イメージしやすくなるのか、それとも、そこは当たり前だから要らないと判断するのか、なおかつ先ほどその他の部分に、今、書かれていないところが含まれるような書き方をするのか。

・今回つくる条例で、100%というのは難しい。どうしたらいいかというのと、そのために見直しがあって、そこで、新しくつけ加えるものがあれば、つけ加えてといったこともできると思う。だんだん条例をよりいいものにしていく方法もあると思う。

(市職員委員)

・副委員長、委員長のお二人がおっしゃっていたように、この条例は、誰が見てもわかりやすい、お子さんが見ることもあるだろうし、どんな方が見ても、理解しやすいことが大事だ。

・それから、別のところで委員長が差別の具体化の話がされていたが、個人的には、列挙することでよりわかりやすくなると思う。ただ、足りるか足りないかは、別の話だが、その中で、副委員長がおっしゃったように、漏れている部分をうまく全部拾えるようなものを入れていくことがいいと思う。

(市民委員)

・「6（差別の禁止）」の規定について、先ほど私は一文で、細かくは規定しないほうがいいと発言したが、ほかのところのないようなもの、独自なものでとか、強調したいものがあつたら、列挙したほうがわかりやすいのではないかというご意見も、なるほどと思った。

・ほかの地域の条例でも、あまり含まれてはいないと思うが、差別の禁止の項目の中に、例えば家庭内の差別、家族間における差別を禁止するという規定は、見たことがないのだが、そういったものは必要ないだろうか。市民委員のお話し等を伺っていても、精神障害、身体障害ともにそうだが、家庭の中で、障害がある子供とか、家族の行動を制限してしまうことは、残念ながら、起こり得ると思う。

・市の条例という中で、家庭内のことまで踏み込むべきなのかは、よくわからないが、寝屋川の事件のようなことが起きないようにというご意見は、ごもつともだと思うし、ほかのところにはないが、家庭内でも、たとえ家族であっても、障害を理由に、家族の未来を閉ざすようなことをしてはならないという意味合いにおいては、あってもいい項目なのではないかと思った。皆様のご意見を伺いたいと思う。

(委員長)

・これまで他の自治体で、余り見たことがないような項目だと思う。皆さんからも、率直にご意見をいただければと思う。

(関係団体委員)

・なるほどと思った。家族間の差別は、私も娘に知的障害があるので、おっしゃるとおりだと思った。文言をどうするかは、皆様のご意見を伺って、つけ加えていただければ、ありがたいと思う。

・「(9) 選挙を行うとき」だが、言葉が簡単過ぎて、短過ぎるのではないか。内容をもうちよつと幅広く、文言をもうちよつと加えていただけたらいいと思う。例えば「公民権」「社会参加できるように」など、さらに詳しくつけ加えて、文言を工夫していただけると

よいのではないかと思う。

(委員長)

・選挙については、選挙をするだけではないというわけですね。そのあたりの表現を、もう少し広げてみてはどうかということだと思ふ。

・それから、家族による差別事例について、我々障害当事者だと、一番最初に壁になるのは家族だという場合もあるので、その辺は、皆さんと考えていかなければいけないと思ふ。

・それでは、議論も尽きないと思ふが「7（合理的配慮の提供）」の部分についても、ちょっと触れておきたいと思ふ。

・「7（合理的配慮の提供）」については、東京都の条例の中では、事業者の皆さんに対する合理的配慮の義務化が昨日可決されている。なので、あえて日野市が努力義務にする必要はないのではないかと思ふ。日野市が努力義務にしたところで、東京都の条例に従わなければならない状況が出てくるので、そのレベルを合わせる必要があると思ふ。

・その上で、皆さんからご意見をいただければと思ふが、いかがか。

(関係団体委員)

・東京都は義務化されているので、全国で初めてではないかと思ふ。個人的には、日野市も東京都と同じようにしてほしいと思ふ。

(関係団体委員)

・合理的配慮というのは、世の中にあふれていて、私たちは、遠くに早く行きたいという思いから、その思いをかなえるために、社会的障壁を取り除くために、自転車が車になり、あるいは電車が新幹線になりとして、どんどん便利になっていると思ふ。固定電話が携帯電話になり、携帯電話がスマホになりというのは、まさに私たちの思いをかなえるために、合理的配慮をした結果、どんどん進んでいて、より便利になっている。

・障害者だからというよりは、障害者が表明することで、私たちの暮らしも、より暮らしやすくなっていくことにもつながるといふ面もあると思ふ。例えばバラエティー番組に字幕が入ったのは、聴覚障害の方の理解を進めるというよりは、私たちが耳で入る情報よりも、視覚的に入ったほうがよりわかりやすいので、入ったと思うのだが、あれが入ることで、聴覚障害の方も、番組を見やすくなったということもあると思ふ。合理的配慮は特別なことではないことをわかっていただけるようなことが入るといいと思っている。

(委員長)

・合理的配慮という言葉は、最近、使われ始めているので、何となく聞いたことがある方は、多くなってきたと思ふが、本来であれば、適切な対応とか、そんな言葉でもいいのではないかと、個人的には思っている。配慮という言葉は、誰かの善意でやってもらうみたいな感じを受けてしまう。そうではなくて、皆さんの中で、町の中にそういったものがあふれていって、だんだん使いやすくなるといういいということを、意見としていただいた。

(市民委員)

・私は、日野市が行政としてこういう会を持って、条例をつくらうと、こういうこと自体

が合理的配慮で、本当にありがたいことだと思う。

・精神障害は、障害と病気と二つあって、治療もする。だから、ほとんどの方は、薬も飲んでいる。例えば朝起きて、顔を洗ってというリズムがとれなかったり、定期的に会社に勤めたりということが難しかったりする。そういう生活のしづらさという障害がある。

・病気の部分なのだが、一旦、興奮状態になって、病気になったりすると、日本の場合は、どうしても閉鎖病棟に入れる。そして、大体外国だと、2～3日の期間なのだが、日本の場合は、短くても大体3カ月とか、半年、数年、場合によっては、20～30年、病院の中に閉じ込めるということをやっている。

・そして、現時点でも、毎日のように、1万人から2万人の人が身体拘束をされている。身体拘束は、年々ふえているということを聞いている。なぜふえているのかというと、病院の体制が弱くて、スタッフの不足がある。夜などは、大きな病院でも、スタッフが1人か2人ということで、とても管理できないということから、拘束をするということだ。

・結局、合理的配慮どころではなくて、結果的には治療にならない。日本は、治療というよりも、治安に傾いているのではないかと、疑われている。ヨーロッパの特にフィンランドなどでは、対話によって成果を上げている。そうすると、薬が少なくて済むし、人間関係もよくなって、うまくいくということを聞いている。だから、日本の医療も、だんだんそういう方向にいてほしいと思う。

・合理的配慮というのは、本人が頑張って仕事をするとか、仕事をする中で、人間関係を学んだり、自立した人生を確立していくことが大事なのではないかと思う。

・先ほどの家庭内の話もそうだが、家庭というのは密室なので、そこに暴力沙汰があったり、冷たい関係があったり、いろんなことがあると思うが、それも治療だったり、病気だったり、障害だったりするのかもしれないし、どこの家でもある問題で、それとの線引きは、なかなか難しいと思う。

・結論から言うと、世の中の人々は、決して悪い人ばかりではなくて、いい人はたくさんいるから、困っていることを自分でSOSを出せるような人間に、障害があっても、そういう人間になってほしいことを願っている。話がずれてしまったが。

(産業経済団体委員)

・合理的配慮についての意見になる。私ども事業主と当事者の障害者の方との間で、合理的配慮を提供するに当たって、一番最も大切なことは、コミュニケーションをとりながら、よく話を聞いて、それに対して、できることをきちっと伝える、そういった意味での相互理解を通じて、提供していくことが一番の基本的な大切なポイントになる。

・例えばここには「事業主は、合理的配慮の提供を行うよう努めなければならないことを規定する」となっているが、具体的に私どもで、当事者の障害者の方から、合理的配慮の提供の申し出があるかということを考えると、法が施行されて2年になるが、ほとんどない。何が言いたいかといいますと、こういう合理的配慮をしてください、環境を整備してくださいということを、当事者の皆様は、我々事業主に訴えるということはない。大切な

ことは、当事者の皆様がこういうことで困っている、こういうことで悩んでいる、もしかしたら、こういうふうにしてもらえれば、もうちょっと働きやすくなるかもしれない、そういう申し出だ。

・そういう意味では「意思表示があった場合において」という文言があるけれども、うがった見方をしますと、当事者の皆様からそういう表明があれば、対応しなければならないという表現は、ある意味では、相互理解という考え方からすると、距離感といいますか、この表現については、今回、条例の中に、合理的配慮という考え方を入れる場合は、そういった困りごととか、悩みごとみたいなことの見解を受けとめて、それに対して、できること、できないことを、それぞれ市も相互理解を通じて、合理的配慮を提供していくという考え方を、理想論かもしれませんが、盛り込んでいけたらというのが、私の思いだ。

(委員長)

・本日、「7（合理的配慮の提供）」の部分については、まだまだ十分に検討できたと思っていないので、次回の第7回に、引き続き、検討を行っていきたいと思う。

(市民委員)

・一つだけ言わせていただきたいのだが、ある障害のある人が仕事が終わった後、ミーティングをして、経過は言わないが、結果的に、ここの大事な仕事をあなたに任せられないと言われてしまった。そのショックで、勤めが終わってしまったという人がいるのだが、そういうときに、産業経済団体委員のような専門家がいて、聞き取る力のある人がいないと、うまくいかない。事業者の方には、そういう専門家を育ててほしいと思う。

○その他

一次回の委員会日程について事務局から説明—